令和3年2月9日 第12267号

図 山 県 公 報	¬ 和 3 平 2 月 9 日 															<del>77</del> 1 2	2015
山 県 公 報				0		جير	0	0	<i>a</i>	0		0	0				
山 県 公 報			部			元 了	公	"	完			公	道			į į	利
L			改	県			施		ſ	許		水	$\mathcal{O}$				r _
中央			す	学			に			を		埋	用			<b>L</b>	Ц
A			る 規	校	教		係			受 け		立し竣み	開始	告	目	ri	<b>=</b>
大阪			則	管 理	育委		開発			た		功認	の廃			<b>!</b>	R
大阪				運	員会		行为			発行	告	可	止	示	次	,	
大阪		(県		に問	Ξ		に関			為に	Ξ			ت		7	3
A		規		す			す			関						₹.	起
一		登		規			工			る						7	TX.
数育委員会		載)								工事						2	**
育委員会 第課 (室) 担当課 (室) 目 次				111						7-1-		SII.	724			·	·····································
「				教育			"	"		建築		湾	追路		担		
国 次				委員						導		課	整備		当 課	 	山 県
目 次				会						課			課				
担 当 課																7	7
担 当 課																	
也																	
也																	
也																	
也																	
担 当 課																	目
担 当 課																	
担当課(室)																	次
担当課(室)																	
担当課(室)																	
担当課(室)																	
担当課(室)																	
担当課(室)																	
																	担业
室																	課
																	室

◎岡山県告示第六十二号

令和三年岡山県告示第四十六号 (道路の供用開始) は、 廃止する。

令和三年二月九日

岡山県知事

伊原木

太

### 岡山県公報 第12267号 令和3年2月9日

# ◎岡山県告示第六十三号

立 和六十一年十二月十九 0 て、 令和三年二月二日次のとおり竣功を認可した。 日付け、 山県指令港第四百二十四号で免許した公有水面埋

令和三年二月九

水島 理

Ш

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

埋立区域

 $\bigcirc$ 

岡山県倉敷市玉島乙島字新湊8255番10及び8255番12の地先公有水面

次の30の地点,

2)

|X|

んだ線及び⑧の地点と⑤の地点と直線で結んだ線により囲まれた区域 三等三角点山一 ③の地点, ⑤の地点, ⑩の地点及び⑤の地点を順次に直線で結

(北緯34度31分24秒1789, 東緯133度39分30秒9634) から146度52分10

4,104.82mの地点

**30の地点から181度27分51秒** 221.51mの地点

⑤の掲点 ③の地点から271度19分13秒 472.24mの地点

⑩の地点 ⑤の歯点から 1度19分00秒

29の地点 ⑩の掲点から 91度19分08秒 352.80mの地点

3 竣功面積

104, 666. 49 m

埋立地の用途

2

保管施設用地, 公 遠 • 緑地用地及び護岸用地

 $\omega$ 埋立人

(1)氏名又は名称

超山県

2) 住所

**岡山市北区内山下** 此

(3)

岡山県知事 伊原木

関係図書閲覧市町村名

 $\Omega$ 

[六〇] 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定による

開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年二月九日

伊 原 木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字才ノ神一一九一-

許可を受けた者の住所及び氏名

**倉敷市福島六八六**— - 四セジ ル青陵一〇

 $\equiv$ 

許可番号

岡山県指令建指第三一一

(六二) 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定による

開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年二月九日

岡山県知事伊原木隆

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

美作市北山字霜月田一五七六一 一五七六一二、 五七七一

津山市二宮六五四-四

株式会社イシン住宅研究所

石原

許可を受けた者の所在地、

名称及び代表者の氏名

許可番号

岡山県指令建指第三四七号

開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定による 公共施設に関する工事が完了した。

令和三年二月九日

原 木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

美作市北山字霜月田一五七六一 一五七六一二、 一五七七一

公共施設の種類

三

位置及び区域

0 用に供する貯水施設

閲覧に供する。)

開発登録簿記載

かのとお

り (開

発登録簿は、

山県土木部

都市局建築指導課におい

許可を受けた者の所在地、 名称及び代表者の

兀

津山市二宮六五四

株式会社イシン住宅研究所

石

Ŧī.

岡山県指令建指第三四七号

# ◎岡山県教育委員会規則第二号

山県立学校の管理運営に関する規則の 部を改正する規則を次のように定める。

令和三年二月九日

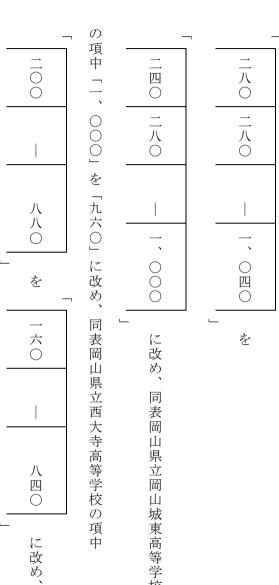
一 山 県 教 育 委 員 会

山県立学校の管理運営に関する規則の 部を改正する規則

県立学校 の管理運営に関する規則 (平成十三年岡山県教育委員会規則第二号)

部を次のように改正する。

別表第二岡山県立岡山一宮高等学校の項中

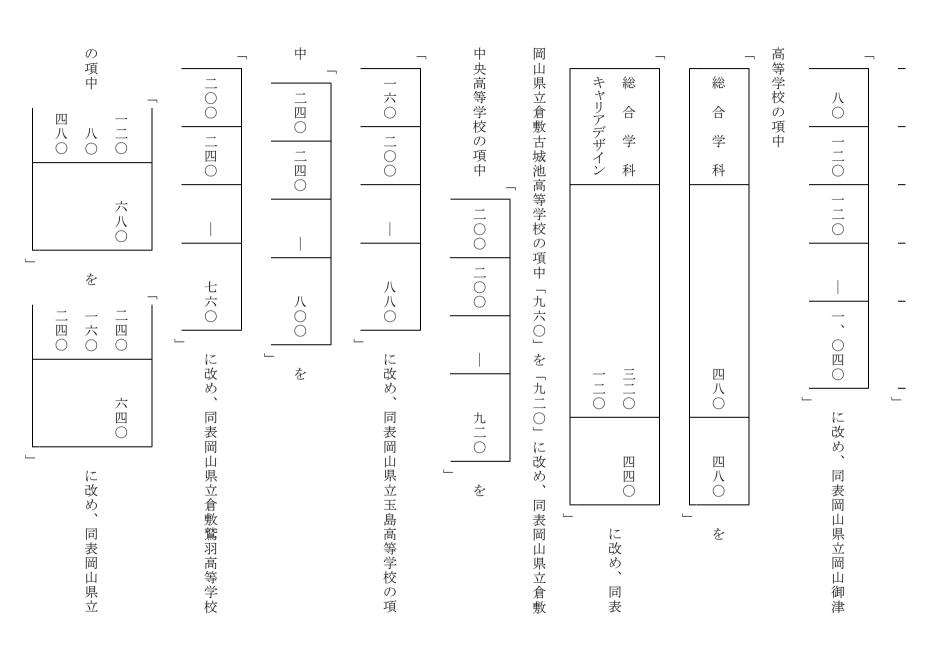


同表岡山県立瀬戸高等学校の項中

六〇

め、同表岡山県立岡山南高等学校の項

を



倉敷工業高等学校の項中

_	一岡	-	_		-	- に 岡		-	_	-	一岡	$\neg$	¬
園	「岡山県立井原高等学校の項中	普			普	「   一人   一人   一人   一人   一人   一人   一人   一		普		普	「岡山県立玉野高等学校の項中	テキスタイル工学	テキスタイル工学
芸	等学校	通			通	山県立		通		通	等学校	ル 工 学	大工 技術
四〇						同表岡山県立笠岡高等学校の項中玉野光南高等学校の項中「四八○				六〇	の項中		<u> </u>
	[八〇〇]							六〇		六〇			<u> </u>
四〇	を「五六〇」				<u> </u>	佼の項中		六〇		六〇			<u> </u>
	(O) E	五六〇		四 〇 〇		「四 四 〇	六〇						
		五六〇			六 〇 〇	に、「八四〇」」		四 八 〇		四 八 〇			
		に改め、同表			È	5 を「八〇〇」	ر 5 8	こ牧め、司表		- を	_	- に改め、 同表	- を

	日)・ハ「日))・二女り、 引き団 11県乙真主高学会 なり買っ	、乙里玉	りき引しま	文分、司	) - -			)	4
山県立邑久高等学校の項中「三六○」を「二四○」に、「八○」を「一六○」に、「四	○ に、	を「二四	三六〇」	の項中「	学校	高等	邑 久·	県立	Ш
南高等学校の項中「二八〇」を「二四〇」に、「七六〇」を「七二〇」に改め、同表岡	七六〇」	こに、	を「二四○	八〇二ヶ	甲二	の 項	学校	F 高 等	南
					活	生	域		
に改め、同表岡山県立総社		四〇	四〇		政			家	
		四〇	四〇		芸			園	
									_
を		四〇	四〇	四〇	政			家	

等	同	-
学校の項中	表岡山	
項中	県立:	八 〇
四〇	県立林野高等学校の	1
	等学校	
「四〇〇」を「三六〇」	仪の項中	三四〇
○」に改め、		<u>を</u>
の、同表岡	四〇〇」を「三八〇」に改め、	七〇
岡山県立勝間	八〇」にお	
勝間 田宣	以め、同	=
田高等学校の項	表岡	
の項中	山県立鴨方	」 に 改 め

	1	
総	総	食グ
合	合	品)
学	学	食品科学
科	科	学境
		= =
		三 三 五
	三六〇	
Ö	Ô	
		四三〇
Ö		Ö
L N	<u></u>	を
に改める。		_
څ و		

この規則は、 令和三年四月